

## 令和3年第3回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年9月8日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 3号 令和2年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 4号 令和2年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 同意第 3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第31号 過疎地域における固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について
- 第11 議案第32号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第33号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第34号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第35号 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 第15 議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算
- 追加日程第 1 議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第16 議案第37号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第17 議案第38号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第18 議案第39号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第19 議案第40号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第41号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第21 認定第 1号 令和2年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 3号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 4号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

について

- 第25 認定第 5号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
第26 認定第 6号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
第27 認定第 7号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
第28 認定第 8号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

- |    |          |    |          |
|----|----------|----|----------|
| 1番 | 高橋 憲一 君  | 2番 | 長谷川 克弘 君 |
| 3番 | 西浦 岩雄 君  | 4番 | 宮崎 泰宗 君  |
| 5番 | 東海林 繁幸 君 | 6番 | 星川 三喜男 君 |
| 7番 | 細谷 久雄 君  | 8番 | 村山 義明 君  |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |           |          |
|-----------|----------|
| 町 長       | 小林 生吉 君  |
| 副 町 長     | 遠藤 義一 君  |
| 教 育 長     | 相座 豊 君   |
| 総 務 課 長   | 小林 嘉仁 君  |
| 総 務 課 参 事 | 笹原 等 君   |
| 総 務 課 参 事 | 野田 繁実 君  |
| 総 務 課 主 幹 | 市本 功一 君  |
| 総 務 課 主 幹 | 石川 章人 君  |
| 総 務 課 主 幹 | 矢部 智彦 君  |
| 農業委員会会長   | 森川 健一 君  |
| 産 業 課 長   | 平中 敏志 君  |
| 産 業 課 参 事 | 永田 剛 君   |
| 産 業 課 主 幹 | 北村 哲也 君  |
| 建 設 課 長   | 土屋 順一 君  |
| 建 設 課 主 幹 | 北村 正樹 君  |
| 建 設 課 主 幹 | 後藤 晃昭 君  |
| 保健福祉課長    | 相馬 正志 君  |
| 保健福祉課参事   | 山田 美緒子 君 |

教 育 次 長	工 藤 正 勝 君
教育委員会主幹	小 林 美 幸 君
国保病院事務次長	西 村 智 広 君
会 計 管 理 者	庵 日 鶴 君
認定こども園園長	大 島 朗 君
自 動 車 学 校 長	山 田 和 志 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） おはようございます。議員各位におかれましては、令和3年第3回中頓別町議会定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

現在北海道において新型コロナウイルス感染の緊急事態宣言中であり、引き続きの感染対策におきまして町民の皆様にはご理解、ご協力をいただいているところです。議会においても、引き続きマスクの着用、手の消毒などの感染対策を徹底したいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和3年第3回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、西浦さん、4番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしくお願いいたします。議会運営委員会報告を行います。

令和3年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月24日及び8月27日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月8日から9月10日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、議案第36号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は本会議で審議する。

5、説明員の出席について、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中であり、議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

6、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、令和2年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

7、意見書について、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書（案）は、私から発議する。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）は、西浦議員から発議される。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）は、細谷議員から発議される。

8、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

9、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、また明日から予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月8日から9月10日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月8日から9月10日までの3日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。それでは、先日開催しましたいきいきふるさと常任委員会所管事務調査について報告させていただきます。お手元の報告書を御覧ください。

令和3年9月8日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、長寿園財政状況について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和3年7月8日及び8月18日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、6月17日、令和3年第2回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項として調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、①、長寿園の経営状況は、今後の運営が立ちゆかなくなる状況にまで陥っていることから、運営費に対する支援が急がれていることは理解できるが、赤字分全額を町が負担すべきか、法人である南宗谷福祉会全体の経営状況や内部留保の状況などを考慮すべきか、町としての考え方をより明確にすべきと考える。

②、助成の要件としても、これまで以上の町内消費を促し、燃料などの高額な支出については、見積合わせや入札などによる経費の削減、管理栄養士などの不足による減算の回避、定員割れの解消等による収入の回復など、法人及び老人ホーム長寿園の全体的な経営改善を望むものである。

③、栄養士、看護師及び介護員など、不足していながら採用が難しくなっている人材を町で採用し、派遣することなども視野に入れた人員の確保についても、今後の支援のあり方に反映していく必要があると考える。

以上です。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。第3回定例会、コロナ緊急事態宣言下でありますけれども、招集させていただき、全議員のご出席を賜りましたことについて心からお礼を申し上げます。

それでは、私から何点か行政報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は、令和3年度の普通交付税の決定についてです。本町財政の歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、この度、国の算定基準に伴い算定した結果、19億7,590万3千円、前年度が18億3,652万9千円でありましたから、増額となっております。報告をいたします。なお、交付額は、前年度交付決定額との比較で1億3,9

37万4千円、7.6%の増額となりました。増額の要因としましては、基準財政需要額において、光ファイバーの全国的な展開など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、地域社会全体のデジタル化を推進するため、今年度新たに創設された「地域デジタル社会推進費」として4,333万8千円が経費として算定されたほか、過年度に発行した起債の償還が開始になったことに伴い、公債費で5,439万9千円が増加となったことなど、基準財政需要額全体で1億3,191万9千円増加となったことによるものでございます。

2点目、広島県大崎上島町との交流事業についてであります。広島県大崎上島町との町民派遣・受入れ交流事業につきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1年延期としたところではありますが、未だ感染拡大の抑制には至っていないことから、今年の町民派遣につきましても中止とすることといたしました。

3点目であります。中頓別町国民健康保険病院の院長の交代についてです。令和3年5月25日から中頓別町国民健康保険病院で勤務されていた岩隈勉院長より、一身上の都合により退職したいとの申出がございました。このことを受けて、次期院長の確保に奔走してきました。その後民間会社から下記医師の紹介を受けて、面談、協議を続けてきた結果、当院に着任することが決まりました。岩隈院長におきましては、令和3年8月31日をもって退職されることとなりました。なお、後任の勝谷孝行医師におきましては、昨日よりすでに診療にあたっているところであります。勝谷孝行医師でありますけれども、採用年月日は令和3年9月1日付、職位は院長、氏名は今申しあげました勝谷孝行、61歳、専門科目は一般内科・外科（総合診療）ということであります。

4点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルスの変異株による全国的な爆発的感染拡大を踏まえ、8月26日、北海道における感染状況を考慮し、国は北海道を「まん延防止等重点措置区域」から「緊急事態宣言対象区域」とすることを決定しました。同日の夕方、北海道の対策本部会議が開かれ、終了後に決定事項の通知があったことから、翌27日、町対策本部会議を開催し、情報共有と公共施設における対応、町民への周知内容などについて協議を行いました。本部会議の決定事項については、速やかに町ホームページに掲載するとともに、防災行政無線により不要不急の外出自粛と感染防止行動の実践を呼びかけたほか、30日には町内全世帯にチラシを配布し、町民への周知を実施したところであります。現在では、北海道の新規感染者数は減少傾向が見られるものの、依然高い水準にあり、入院患者の増加が続くなど厳しい状況が続いているため、緊急事態措置の下、警戒レベルを最大限に引き上げて、人と人との接触を低減し、感染の抑制を図っていきます。

新型コロナワクチン接種についてですが、5月8日から開始をした集団接種は、8月22日を最後に計24回実施をいたしました。8月末時点の接種率では、病院の個別接種と合わせますと、12歳以上の対象者のうち、1回目で88.8%、2回目は87.4%となっております。また、65歳以上の高齢者については、1回目で93.4%、2回目では91.6%となっております。高齢者の接種率は9割を超え、高い接種率となっております。

ます。ワクチン接種は、重症化予防において高い感染予防効果が示されております。ワクチン接種がまだお済でない町民の方で接種を希望される方が確実にワクチン接種ができるよう、今後も個別接種ができる体制を維持してまいります。併せて新型コロナウイルス感染症対策を継続して行い、感染リスクを低減していくとともに、町民の皆様の不安を解消し、また安心していただけるよう引き続き取り組んでまいります。

別添した参照資料についてもご参照いただければと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

#### ◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第3号 令和2年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 令和2年度中頓別町健全化判断比率の報告について、笹原総務課参事から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願いいたします。議案書の1ページを御覧ください。報告第3号 令和2年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されておりません。実質公債費比率につきましては、前年度のマイナス1.4%から0.1%減のマイナス1.5%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費比率の逡減に努め、より一層の財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

#### ◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第4号 令和2年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 令和2年度中頓別町資金不足比率の報告について、笹原総務課参事から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案の4ページをお開きください。報告第4号 令和2年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

### ◎同意第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏名は小倉弘であります。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

小倉氏につきましては、裏面の略歴をご参照いただきたいと思いますけれども、現在42歳で、浜頓別高等学校を卒業され、その後郵便局の勤務をされて、中頓別郵便局の局長代理から、昨年4月、小頓別郵便局の局長になられている方です。教育委員といたしましては平成30年の1月に就任をいただいております、今回その2期目ということでの推薦をさせていただきたいということでもあります。小倉さんにつきましては、皆様もご承知のとおり、地域の中でも厚い信頼を得て活動されている方でありまして、教育委員会のこれまでの活動においても大きな貢献をいただいているところでありまして、

再任ということで全会一致でご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

#### ◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和3年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目についてご質問させていただきます。

それでは、地域防災対策について質問させていただきます。中頓別町においても災害ハザードマップが全世帯に配布されましたが、災害に対し自分自身が取る行動を時間の流れに沿って整理したマイ・タイムライン（事前防災行動計画）の導入を求めます。これは、中頓別町2021保存版の災害ハザードマップの一番後ろにマイ・タイムラインをつくりましょうということで載っております。マイ・タイムラインとは、台風や大雨などいつ起こるか分からない災害に対し、家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかの3点を基本に時系列で整理した自分自身の防災行動計画です。自分の命は自分で守る自助の推進と町民の防災意識向上を促すため、早期に防災計画に取り組む必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の地域防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

令和2年度に中頓別町地域防災計画を更新しており、防災会議での承認を受けて職員等に配付する予定としております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度の防災会議は書面開催とならざるを得ず、その中で一旦は承認を得ておりますが、しっか

りと防災会議でご意見をいただき、最終計画として配付したいと考えております。なお、パブリックコメントをいただくために地域防災計画案を町のホームページに掲載してきたところでもあります。地域防災計画の中では、災害予防計画として町は警戒避難体制の整備等を行うものとし、普及啓発等を要する事項として自助、自分を守るための備えや備蓄が規定されており、マイ・タイムラインもこの中で配慮していかなくてはならない事項と認識しております。令和3年度に配付させていただきました災害ハザードマップにおいてもマイ・タイムラインの必要性を周知させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の対策期間が終了しましたら、町民を対象としたワークショップを実施し、マイ・タイムラインの重要性を改めて周知し、将来的には全町民に対して策定支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

近年全国各地で地震や気象変動などによる自然災害が多発しており、2日前ですが、9月6日で地震発生から3年を迎えた北海道胆振東部地震など、大きな被害をもたらしました。被災された方々を思うと心が痛みます。今や自然災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。本町においても起こり得ることです。しかしながら、予想できる被害に備えることはできません。命を守るという観点から、町民一人一人の防災、減災の意識を高め、様々な災害に備えることが大事であると私は考えます。水害の発生が切迫した状況下で、住民自らの判断で避難行動に結びつくようにするためには、町民が平時より災害ハザードマップを確認し、自らの洪水リスクに真正面から向き合い、自分の命は自分から守るとの考えの下、避難行動を自発的に行動する人への変化を促す取組が必要である。そのためには、これまでの災害ハザードマップの周知、取組に加え、町民に寄り添い、災害ハザードマップに記載されている情報を町民に我が事と感じさせ、自ら考えることを促す確実な取組となり得るマイ・タイムラインの検討を関係機関一体となって早急に取り組んでいただきたい。

さらに、私は全国各地の高齢者施設などの被害状況を鑑みるとマイ・タイムラインそのものが町の高齢者施設の円滑な避難に役立つものと考えますが、町長の考えを伺います。

また、ご答弁の中で、町長は新型コロナウイルス感染症の対策期間が終了したら、町民を対象としたワークショップを実施し、マイ・タイムラインの重要性を周知したいと述べられましたが、新型コロナウイルス感染症の対策期間は北海道ではまだいつ終わるか分かりません。しかし、それに反し、災害はいつ起きるか分からないのが現状です。それを考えるのであれば、新しい生活様式に沿ったりリモートによる防災会議も考えられると思いますが、町長の考えを伺います。

もう一つ、新しく教育長になりました相座教育長に伺います。防災教育の一環として小中学校でマイ・タイムラインを取り入れてはどうか。学校教育現場においても水害や地震

を想定した避難訓練が行われていると思われるが、それはあくまでも学校運営中を想定した内容にはなっていないか。私は、子供たちに自分たちの地域の災害リスクを理解してもらい、自ら適切な避難行動が取れるよう、登下校時の時間帯、休日の時間帯などを想定した災害対応や訓練の実施、また学校以外の場所での災害も想定する必要がある、地域と連携した防災教育が推進できるよう、地域でも子供たちが防災に関わる取組が必要であると考えますが、相座教育長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） まず、高齢者施設に関してということでご質問を受けております。おっしゃるとおり、高齢者施設で同じようなマイ・タイムラインのようなものが基本的には必要というふうに考えておりますが、実際の部分としましては長寿園におきましても避難計画というものは策定されております。ただし、今施設長のほうともお話しさせていただいておりますけれども、うちの今回変わりました防災計画と調整が取れているかどうかということもございまして、再度改めて防災計画を確認するというふうな話、避難計画を確認するというふうな話を既に終えております。今長寿園のほうで心配されているのは、洪水もそうなのですが、停電ということで、昨年結構ある程度の時間停電になったということもございまして、停電対策について照会がありまして、我々のほうも協力しながら協議を進めているというところであります。

あと、ワークショップの実施をする上で、まず防災会議をリモートでやってはどうかということで、結構あちこちの関係機関が入っていたりとか、個人で入っていたりとかということもありまして、一応検討はしてみたいと思うのですけれども、ウェブ会議のほうでうまく意見等入れられるかどうかということもありまして、できるのであれば顔を合わせてやっていきたいというのが本音であります。

あと、多分相座教育長のほうからも報告があると思うのですけれども、一日防災学校ということで中学校のほうで実施しているという経過がございまして、小学校のほうも併せて実施しておりまして、その中で一部マイ・タイムラインというふうな形で一応やってみたというふうな経過がございまして、一応啓蒙しているというところはあります。

取りあえず以上、うちのほうではこれだけの答弁ということでよろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 私のほうから学校における防災教育についてお答えしたいと思います。

ただいまもありましたが、一日防災学校ということで小中学校の訓練、関係者も交えた訓練もスタートしています。避難訓練の際には、学校にいないときの避難の仕方、それについても話しているのですけれども、実際どれくらいの切迫感を持って受け止めるかというのはまだまだ検討の余地はあるかなというふうには思っています。

それから、子供たちの発達段階に応じて、自分事として避難行動を取るという中学生、それから小学校高学年の子供たちと、それから大人が適切な指示をして保護していくとい

う中学年以下の子供たちによって行動の方法は違うと思いますので、その辺りも具体的に学校と協議して、避難行動に結びつくような訓練が図れるように調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

小林課長、教育長のご答弁は大体理解できましたが、1つ私がちょっと心配していることがありますので、再度教育長にお伺いいたします。

私は今年も建設課の仕事でバスターミナルの上のところの町道の工事をしていましたが、ここを毎日朝一人で通る1年生の女の子がいて、朝いつも私に、おはよう、今日も一日仕事頑張っねと声をかけ、帰ってくる時も私に声をかけて帰宅していくのが毎日の様子でした。私が心配なのは、登下校時の時間帯、この1年生の女の子が突然起きるか分からない自然災害に自分自身の考えで対応できるのかどうか。私はちょっと心配なのですが、教育長はどのように考えているか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

子供の登下校については、集団で登校するというスタイルを取っているところもあるのですが、その結果交通事故に多数の子が巻き込まれるという事案が全国でも生まれているところで、どういうスタイルで登校するかというのはちょっと検討を要するところかなと思います。不審者対応について子ども110番の家に逃げ込むということを基本にしているのですが、町民の顔が見える中頓別町ならではのということで、近くの逃げ込めるところに逃げ込むようにということも併せて指導していかなければならないなと思っています。緊急的な自然災害のときも、そのような形で大人のいるところに逃げ込むという行動が取れるように指導していきたいと、学校にそのように伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、最後に、各地で毎年のように大規模な洪水が発生し、既に異常気象が日常となりつつある今、自分の命も家族の命も自ら守るという意識を持つことが重要となります。私はマイ・タイムラインの早急な取組をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号2番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号2番、議席番号1番、高橋が質問いたします。

1点だけ、長寿園の運営についてということで質問させていただきます。1976年に長寿園が設置されて、今年で45年になるわけですが、この間厚生園の民営化に伴う機構

の改編などありましたが、国は2000年から介護保険制度を開始し、高齢者の介護に責任を持つ立場にあります。このことは、各自治体も同じく介護に対して義務を負うということになります。長寿園に関して言えば、そもそも設置者は町であり、運営は法人とはいえ、最終的な責任は町にあると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の長寿園の運営についてのご質問にお答えしたいと思います。

介護保険制度にあっては、町は介護保険を行う保険者であり、住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努める責任があります。基盤整備や事業者指導、調整などを行い、介護保険事業の円滑運営を行っていかねばならないというふうに認識をしております。その意味で、町民が安心して暮らし続けていくために、長寿園の運営に関して運営に当たる法人への指導や支援を行う必要があるというふうに考えています。ただし、設立に町が積極的に関わってきた経緯はあるとはいえ、設置者はあくまでも南宗谷福祉会であります。町に責任がないということを申し上げるつもりはありません。町民にとってなくてはならない施設という認識を設置者と共有した上で、今後の運営の在り方を共に考えていかねばならないというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） ありがとうございます。1点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

法人といっても、我々が普通に考える民間の法人、例えば個人事業者であるとか法人、一般の株式会社とか、こういったところは例えば経営が赤字になったと、そうすると結果としては倒産であるとか廃業であるとかという選択をしなければならないわけですが、そういったことは明らかに多分違うと思いますけれども、そういう決定権というのは例えば法人の理事者にあるのかどうか、その件を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 制度的に申し上げますと、法人が事業所を廃止するというふうに決定されれば廃止ということになるのだと思います、それは。ただ、本町にあってそういうことでいいのかということにやっぱりなるというふうに思いますので、先ほども申し上げましたけれども、そうならない特別養護老人ホームの存在、今周辺の市町村もどこでもそういうような情勢にあるようです。やはり高齢者の最後を介護で支えていく施設としてはなくてはならない施設というふうに認識をしておりますので、そうならないようにいかにしていくかということに対してしっかり、先ほど申し上げましたけれども、町も法人と共にしっかり考えるという立場を持っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） これは質問ではございませんけれども、道内でもかなりの数の例えば町立の老人ホームというのが現在存在しております。そういったことも含めて、今後

様々なご支援をいただきたいというふうに思います。

私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号3番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号3番、議席番号4番、宮崎です。今回も1点目として新型コロナウイルスの感染対策について、北海道が3度目の緊急事態宣言を迎えてということで伺いたいと思います。

新型コロナウイルスの感染状況について、6月には一時1,000人を下回る日も見られた一日の国内新規感染者数は、東京オリンピックの開催前から再び増え始め、7月に入り初めて1万人を突破し、8月には2万人を大きく超え、ワクチン接種が本格化する中、重症者数等でも過去最多を更新するなど、これまで以上の勢いで感染が拡大しております。8月27日からは、感染状況が高い水準にある北海道に対しても再度の緊急事態宣言が発出されることとなり、宗谷管内でも感染者の確認が続いておりますが、中頓別町としては三度の緊急事態宣言下でどのように対応していくのか。

町職員や町民への行動制限についてはいかががお考えでしょうか。既に町内消費は冷え込んでおり、飲食店などでは再び時短営業等を余儀なくされております。町民同士の町内での消費活動については、感染地域などとの一律ではない柔軟な対応も必要ではないでしょうか。

管内の感染例からも、感染リスクが高いのは感染拡大地域からの人流によるものだと思いますが、コロナ禍でも町外部との接触機会を町内で最も多く有しているのは行政であり、町の事業や職員の出張等についてはどのように対応されるのか。不要不急なものも多いと思いますが、いかがでしょうか。事業を担当する部署によっても対応が違う印象を受けますが、整合性は取れているのか。

また、町内で感染者が確認されたときの対応として、感染者本人の承諾がなければ、役場では把握していても防災無線等で町民に知らせることはできないのか。そもそも感染者が確認されたことだけを知らせることに対して本人の承諾は本当に必要なのか。それだけでは誰か特定されるものではないと思いますが、いかがでしょうか。中頓別町でもこれまで2例ありますが、町の対応に疑問を持つ声も少なくありません。感染経路や行動履歴などは町のほうで把握できているのか。身近で感染したことを知るか知らないかでは気をつけ方に天地の差があると思いますので、この点についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の3度目の緊急事態を迎えての質問にお答えをしたいと思います。

緊急事態宣言下においては、北海道における緊急事態措置の要請や協力依頼に基づき対応しております。

町民への行動制限については、日常生活においての3つの密やマスクの着用、手洗いな

どの手指消毒などの基本的な感染防止対策の徹底を引き続き継続するとともに、旭川市や札幌市等の特定措置区域や道外との不要不急の往来を控えること、不要不急の外出、特に20時以降の外出や週末の外出を控えること、黙食の実践などをお願いしているところがあります。

町職員の行動制限に関しましては、北海道からの要請を遵守するよう通知しております。住民の皆様には周知している感染防止行動を基本とし、重点措置区域へのどうしても必要な出張以外は自粛とし、帰町時に簡易抗原検査あるいはテレワークを実施することとしております。また、町外業者との打合せに関しましても必要最小限、短時間とし、執務室内には招き入れず、町民ホールのスクリーン越しに打合せをするなど感染防止行動の徹底を図っております。なお、事業の内容によっては、PCR検査あるいは簡易抗原検査を行ってから町との打合せ等に臨んでおられる業者の方もおり、そういった部分で相違を感じられるのではないかというふうに思われます。職員への周知は、所属課長から説明を行うとともに、各課での対策に相違が生じないように、全職員に職員端末によるインフォメーションにて周知を行っており、これまでに35回の本部通達を行っているところであります。

北海道における緊急事態措置の内容は、特定措置区域と一般措置区域とに分かれており、北海道の中でも感染地域とその他の地域では一律ではない対応が行われています。中頓別町は特定措置区域ではありませんが、宗谷管内で毎週数名の感染者が発生している状況を踏まえ、北海道の感染状況の減少が見られるまでは感染対策を緩めることなく対応してまいりたいというふうに思います。

感染者に関する情報は、北海道が管理をしております。中頓別町が独自で公表する際は、必ずご本人の同意をいただいた上でということにしております。なお、北海道は6月から、週ごとに感染者数の状況を市町村単位で公表する方法に変更しております。北海道のホームページや新聞で週ごとの中頓別町の感染者数を把握することができます。新型コロナウイルス感染者への感染経路や行動履歴の調査は、北海道が行っております。町は、基本的に北海道が公表した内容以外は把握することができません。町や事業主が調査に協力することで情報を得ることはありますが、その場合は守秘義務が課せられます。調査の結果、感染者との接触が疑われ、保健所によるPCR検査を必要とする方には、感染者本人または保健所から連絡が行くようになっております。なお、市中感染やクラスターの発生が予想される場合には、北海道の協力を得ながら、町民の皆様には速やかにお知らせをし、必要な場合は行動制限を含めた感染対策の徹底をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 新型コロナウイルスの感染状況の現状については、この質問を通告する頃はかなり状況が悪かったのですけれども、今北海道であるとか東京であるとかという緊急事態宣言が出されている地域については落ち着いてきたような印象があります。ただ、今まさに緊急事態宣言下でもありますし、そういう主な感染地域ではないところの

感染も多くて、いまだに一日の感染者でいうと1万人を超えているような状況にもありますので、気をつけていかなければいけないなと思います。

詳しくいろいろお答えいただいているので、ちょっと細かいところになってしまうかもしれませんが、再度少しお伺いできればなと思います。町民の皆さんへの行動要請ということについては、基本的に前回の緊急事態宣言のときと同じような内容になっているのではないかなというふうに思うのですが、町職員の方々の行動制限的な部分について部署によって違いがあるのではないかなというように6月定例会で伺った点について、今回ご答弁にありますけれども、相違がないようにたくさん通達等を行われているということで、前回の意味合いとしては、部署によって町民同士の町内での会食であるとか外食であるとかというのが同居家族でなければだめだよとか、同居家族でなくてもいいよとか、何かそういう差があるのではないかなという意味合いだったのですが、何となく今回は、恐らく主に政策経営室のほうかなと思うのですが、職員の方で全戸にお知らせ、皆さんに対するお願いという黄色い紙、私どもに届いていますけれども、配布されたと思います。その内容を見ると、何となくなのですが、4人以内であればというところで、同居家族とかということではなくて町民の方同士4人以内であればというようなことで統一されたのかなという印象を受けたのですが、この点については実際そのような対応になっているのか、まず1点伺いたしたいと思います。

それと、職員の出張についても、特定措置区域への不要不急の用務については控えるようにしているというようなご答弁をいただいています。町長も、緊急事態宣言なのか、そうでない期間なのかとかというのは分からないのですが、この間例えば札幌市などへ出張されることなんかもあると思うのですが、どうしても必要な出張には行っていますというような内容だと思うのですが、そういう出張とそうでないものの違いというのはどのように判断されているのでしょうか。例えばこういうものなら行く、こういうものは行かないという判断を、例えば具体的な例とかあれば、ちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

それと、各部署が担当する事業の関係については、中にはPCR検査などを行った上で町外の業者と接しているものもあるというご答弁いただいたのですが、PCRなり抗原検査というのはどの時点で行われているものなのでしょうか。例えば中頓別町に来てから行っているのか、地元にいる段階で行っているのか、中頓別町に来てからやっていたかというのがより安全だとは思いますが、この点についても伺いたしたいと思います。

それと、これもご答弁の中にもあるのですが、ちょっと相違を感じるという点については、これについては今の検査の関係というよりは、例えば町内の多くの公共施設等で休館などの措置が取られている中で、行事であるとかイベント、そういったものが予定どおり例えば実施、開催されているものもあれば、開催されなくなったものもあると思います。屋内だけではなくて外の行事についても、なぜこれは開催されなかったのにこれは

開催したのかというような、この辺のさじかげん的な部分についてはいまだによく分からないところもある印象があるので、どのように判断されているのか。町内の状況などから実施できるという判断をするのであれば、町民の皆さんに分かりやすくある程度統一すべきだと思いますし、できることなら最低限緊急事態宣言下においては全て延期するであるとか、違う形で開催するなどの対応を取ったほうがいいのではないかなと思うので、この点についても伺いたいと思います。

また、後段の部分になりますけれども、過去に中頓別町でも2例の感染が確認されているということから、感染対策として、ここが一番伺いたいところではあったのですけれども、感染者の確認の周知についてです。日本全体でいっても、世界的に見ても日本で感染が拡大しているというのは、接触の情報というのが今まで少ない。それに伴って、積極的な検査につながっていないということが挙げられています。前にも町長に申し上げましたけれども、台湾の取組とか、台湾も一時ちょっと増えたりしましたけれども、積極的な接触情報の提供、検査数、こういうことで感染を抑えていたというところがあります。こういうことでいくと、感染者が近くにいっても最低限の情報も与えられなければ、ふだん以上に感染リスクが高い状況にあるのにそれに対して気をつけるべきがないなというふうに感じます。状況はふだん以上なのに、ふだんレベルでの生活をしているということになります。

この点、ご答弁でいくと感染経路と行動履歴については自治体は基本的に把握できないというような印象を受けたのですけれども、実際そういうことになるのか。これは、例えば一般の住民の皆さんと同じレベルの情報しかないということになるのか。また、地域の中で感染者が確認されて、こういう方が感染されましたということだけは分かるのか。過去2例については、早い段階で町のほうでも把握できていた印象があるので、恐らく行政には保健所などから、その点についてなのですかね、情報が入る仕組みがあるのかなと思うのですけれども、本人の同意がなければ、本当に関係者以外で知っているのはそうだとしたら行政だけということになるのか。知っている人だけはふだん以上の気をつけ方ができるということは、あまり意味のあることではないのではないかなというふうに思いますし、意味の薄さで言うと、これもご答弁の中にあるのですけれども、1週間の市町村別感染状況というのが始まって、私自身も毎日の宗谷管内の状況なんかを気にしていますけれども、これも始まってから毎週確認しています。ただ、一番新しい情報でも前の週の日曜から土曜日までなのです。だから、長いところでいうと1週間以上前の情報ということになりますし、月曜日だったり、その前の日の日曜日に確認されたことというのは次の週の月曜日にならなければ分からない。いつもこれを見て、ただただ古い情報を知ること以外に何の意味があるのだろうかと思って見ているところがあるのですけれども、町長、これについてはどうお思いでしょうか。これは感染対策になっているのでしょうか。この点を伺いたいと思います。

あと、周知の関係なのですからけれども、できることは本当に自治体としては少ないという

ことであれば、町が感染者が確認されましたということ把握した時点で瞬時に感染者の方に最低限の情報を住民に伝えさせてほしいとお願いをするだとか同意を求めるということができるのであれば、それに努めていただくしかないというふうに思うのですけれども、この点では過去2例についてどのような対応になっていたのか。1例目と2例目で、公表というか、質問でも申し上げましたけれども、公表というほどの情報ではないような気もするのですけれども、町内周知までの時間に結構差があったのではないかなというふうに思いますので、お答えできる範囲で町として取ることができた対応についてもお伺いできたらなというふうに思います。

○議長（村山義明君） ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、宮崎さんの一般質問をお願いします。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 答弁漏れがあればご指摘ください。

まず、会食の関係なのでありますけれども、道からの要請内容というのは4人以内等になっていまして、ここはいろんな解釈の余地があるのかもしれませんが、町としては職員に対してはあくまでも4人以下で、かつ家族やふだん一緒にいる者ということと通知をしているということです。だから、4人以内であっても、札幌市から来たとか、そういう人との会食というのは避けるというような考え方で、ふだん一緒にいるということ、職場だったり家族だったりというような、それで4人以内ということを守るといってお願いをしているということでもあります。

それと、出張の不要不急かどうかというところはなかなか判断が難しいところもありますけれども、職員はほとんど行っていないというのが実情だというふうに思います。私に関して言うと、例えば町村長の役割分担みたいなもので私自身が役員を担っているようなものであれば行かざるを得ないというふうに思っていますし、管内の町村長で道や国に対して要望活動をするというようなことにおいてほかの町村長と一緒に行動しなければならないものについても行くと。これは札幌市だけでしたけれども、東京は結局は文書による要請ということにとどめているということでもあります。あとは、単なる研修とか挨拶回りとか、そういうものは全て自粛をしています。あと、1回だけ東京に医師の確保の関係で、これはどうしてもという思いがありましたので、行ってお願いをしてきたという経緯が、行政報告した勝谷先生の関係については東京でお会いをしています。その際は、基本的には濃厚接触を全て避ける対応を取っていますけれども、市中感染とかというような情報も

ありますので、旭川市に着いてからちゃんと病院でPCR検査を受けて、結果が出るまで町内に入らないでというような対応を取らせていただきました。

あと、PCR検査や抗原検査について、抗原検査については結果が出るのが早いので、到着してからということでもやってもらうのがいいというふうに思いますけれども、PCR検査の場合は午前中に受ければ午後には結果が出るということでもありますけれども、東京の出発前とか、そういうタイミングで、その後ほかと接触しないというような状況の中で受けていただくケースもあれば、こちらに来てからというケースもあるかなというふうに思います。

あと、公共施設の管理を原則閉鎖しておきながら、行事等の取扱いについて実施しているものとしていないものが分かれて、そこが分かりにくいのではないかというご指摘がありますけれども、通年で開催しているような教室等については基本的にはこの期間についてはお休みをしていただくというような、あと行事等の延期、要するに緊急事態宣言が解除された後まで延期できるものについては延期等の措置を取るといったようなことも考えてもらうというような形になっているというふうに思います。あと、開催するという点については、先般も町民駅伝大会を開催していますけれども、これは教育委員会のほうで道教委の通達等も踏まえて、病院の院長などにも相談をして、参加者は町民に限ることであったり、全て屋外で行われる、しっかりとした感染対策を取れるというようなところを確認した上で、医師の助言をいただいた上で開催をしたというような中で、子供たちも日々練習をして、その成果を発表する機会ということでもありますので、教育委員会としても何とか開催をして、子供たちの努力に報いるというようなことで開催になっています。決してばらばらに対応しているということではなくて、対策本部会議の中で行事の取扱い等について考え方を確認した上で、先ほどの町民駅伝もそうでしたけれども、その中で一定の説明と協議、了解をした上での開催をしているというようなことでの対応とさせていただいているということでもあります。

あと、感染者に関する情報でありますけれども、これは恐らく都道府県ごとに対応が違うのだと思います。テレビの報道なんかを見ていると、保健所のない市などでも感染者への支援とか、そういうことを保健所と連携して取り組んでいるというような報道も散見しておりますけれども、北海道に関して申し上げますとあくまでも感染に関する情報は北海道に限って持っているということでもあります。それで、本町で2件、報道、町民への周知をさせていただいていますけれども、いずれも感染された方の職場であったり、あるいはご本人からのご連絡があって、その上で我々も初めて分かっております、その上で、例えば1例目については広域の団体でしたので、猿払村のほうの対応が先であって、その後の濃厚接触からの感染ということだったので、猿払村の例を参考にしながら、いただいた情報を基にご本人へ確認を取っての周知だったということでもあります。2例目につきましては、ご本人から私に直接お電話がありまして、その際に私のほうからも町名の周知についてのご確認をさせていただいて、本人もぜひそうしてくださいということでございました。

ので、そのようにさせていただいて、町としても積極的に情報を収集するとかというように基本的にはできない仕組みにはなっているのかなというふうには思います。

ただ、実際のところ町内で感染者が出た場合、保健所が来てとか、その段階で町民の中にならわきが立ったりとかするという現実もありますので、町としては得られる情報は得た上で、町民に注意を喚起するということに向かって最大限努力したいという考え方は基本的に持っております。それはそうでありますけれども、だからといって全ての情報が町に入るというものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。その2件については、管内での発生とかということでの情報もあって把握できるようになってはいますが、正直本当にこの2件だけなのかどうかもはっきり分からないわけです、我々も。ご本人が知られたくないと言って、分からないままでいる情報があるかもしれませんので、多分それだけだとは思いますが、確実にそれだけと断定できるということでもない。情報についてはそういう状況なのだということは、ご理解をいただきたいと思っております。

町村別の週1回まとめでの公表についてで、こういうような対応で十分町民に注意喚起できるのかというご質問でありました。市町村長の全てではありませんけれども、それなりの数の首長からは、やはり市町村への情報提供をすべきだということを道に対して申し上げてきている経過があります。その中で、全く情報提供しないということではなくて、結論としては今あるような情報提供にとどまっているというのが現実だということで、この先まだ感染が拡大していくということであれば、振興局長とも情報交換できる機会があれば、そういったことも改めてまた要請していくとかということについて考えていきたいというふうに思います。

大体答えたと思うのですが、もしあれば。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 全てお答えいただきました。今お話を聞いていると、ちょっと意外だったなという印象、後段のほうの感染の情報の関係です。意外と行政のほうでも決まった仕組みではなくて、何かアナログ的な感じで、町内の人づての情報とか、そういう感じで知ったりとかという、ご本人からとかというお話がありましたので、ちょっと意外だなと思いました。今日本で見ると、先ほども申し上げましたけれども、少し感染状況は落ち着いてきてはいますが、町長からも今ご答弁ありました。都道府県で対応が違ったりとかということもあるようなので、この辺は日本全体としても統一して、都道府県もそうですし、各市町村の権限であるとかできることというのを増やしていかないと、なかなか本当の終息というふうには至ってこないのではないかなと思います。中頓別町は幸い感染拡大ということにはなっていないので、今後についてもまた感染者が例えば確認されたとしても、できる範囲で感染がそれより拡大しないような取組みなり対応というのを考えていったり、取り続けていっていただきたいなというふうに思います。

この質問については、以上とさせていただきます。

それでは、2問目として、長寿園に対する運営費支援は町民の理解を得られる形ということで伺いたいと思います。

これまで行政は、南宗谷福祉会への支援を施設整備などにとどめ、直接的な運営費への支援については慎重な姿勢を見せておりましたが、6月定例会終了後、特に長寿園の経営が著しく悪化していることによる内部留保の減少など苦しい運営が続いている法人に対し、運営費支援の意向が小林町長から示されたことから、常任委員会で調査を行うことといたしました。調査の中では、このままでは今年度の運営も見通せなくなる状況となっておりますが、町内の雇用や施設利用者の生活を確保するためにも、長寿園は本町の高齢者福祉にとって欠かせない施設であることから、運営費への補助に対する一定の理解はあったものの、民間企業に対する運営赤字の補填、経費への直接的な支援は最終手段であり、一法人に対する支援としては理解しがたいという町の声もありますので、次の3点について伺いたいと思います。

1点目、本定例会において社会福祉法人南宗谷福祉会に対する運営補助金として3,000万円の補正予算が計上されておりますが、法人に対してはこれまでも施設整備や人材確保などへの支援として長寿園だけで見ても優に12億円を超える町補助金が投入されてきている中で、さらに赤字補填を受けるという経営の在り方は指定管理や委託などの公営的な運営に等しく、町と法人は今後どのように町民の理解を得ていくのか。

2点目、長寿園では介護職員の不足などから入所者の定員を埋めることができず、町民でさえ希望しても入所できない状況にあり、運営費支援を受ける上では、この解消に加え、積極的な町内消費、入札等による経費削減、自己資金の捻出など大幅な経営改善を町としても強く働きかけていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3点目、今回の民間企業に対する直接的な赤字補填は、今後の前例となります。本来どの事業所も町にとって欠かせない存在でありながら、一つの法人だけを特別扱いし、町内の他の業種を減少させるようなことはされたいと思いますので、民間企業全体に対する支援制度として確立する考えについても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の長寿園に対する運営費支援等についてのご質問にお答えしたいと思います。

最初に、法人の運営で赤字が生じた場合に直ちにそれを町が補填するという考え方を持っていないということを申し上げておきたいというふうに思います。

まず、1点目についてですが、補助は法人として最大限努力をしていただいた上で、法人の努力ではどうにもならない事情に起因する場合に初めて行うという考え方に立っています。具体的には、入所を希望する人がいないため稼働率が低くなってしまった場合や募集しても介護職員が確保できず、基準となる職員数を下回るため、やむを得ず入所者を抑制せざるを得ない場合などを想定しています。そうした議会や町民にもご理解いただける基準を整備した上で、これらに該当する場合にのみ補助をするということを原則としたい

というふうに考えています。

2点目ですが、現状というか、これまでというふうにご理解いただきたいと思いますけれども、入所者数に対して基準となる職員数を超えて職員が配置されているにもかかわらず、入所させられていないという認識をしています。これまでもその点について説明を求めてきていますが、私としては理解できる回答を得られないできていたということであり、この点が改善されるか、あるいは理解できる説明がされることが補助の要件になるというふうに考えています。施設運営改善への支援のため、昨年から経営分析や内部のヒアリングなどを行ってきています。新型コロナウイルス感染症対策下で思うように進捗していないところがありますが、ご指摘のとおり、町としても強く働きかけていきたいというふうに考えています。なお、困難となっている人材確保については、離島などの例も参考に、看護職だけでなく介護職等も人材派遣活用に要する経費を助成していきたいというふうに考えています。

3点目についてですが、公益性がどれだけ高いか、その場合において赤字となっている原因がどうなっているのかを踏まえなければ補助はできないという考え方に立っています。社会福祉法人のような公益性が明らかな事業者に限らず、町民が生活する上でなくてはならない事業に対しては、町が存続を働きかけていく必要な場合があると考えています。民間事業者全てを対象に運営費の助成をすることは難しいと思いますが、事業を継続させるための設備投資などを対象としている現行の支援制度について見直しを含めて、継続をした上で積極的に活用いただけるよう運営してまいりたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、再質問させていただきたいと思いますが、この件については先ほど高橋議員も質問されていまして、今の私の質問と、この後星川議員も質問される予定になっていると。今回3名が本定例会で提案されている長寿園の運営補助について、それぞれの視点であるとは思いますが、全部重要ですけども、その中でも特に重要視される案件であるということが言えるのかなというふうに思います。

私の質問に対する答弁としては、今回のご答弁の前置きの部分にかなり集約されているような気がご答弁いただいてしたのです。赤字だからといって直ちに補助する考えは持っていないということで、確かに前期までの時点でも既にその前から赤字運営に陥っているながら、直接運営費としての補助はしてこなかったわけですが、実際今回初めてそこに踏み込んだ提案をしなければならないような状況まで来たという判断になったのかなというふうに思います。必ずしも補助するわけではないと言いながらも、長寿園の経営がこれだけ悪化している状態で、今回を含め、今後においても果たして補助をしないという選択肢が今後再度生まれることはあるのかという点、星川議員の質問の内容を見ると重なってしまうかなと思うので、申し訳ないところがありますけれども、私の1点目も含めてですけども、例えば長寿園の経営が今後短期間で劇的に改善する、あるいは長寿園、厚生園であるとか法人のどこか一部門だけでもさらなる努力によって内部留保が増加するというよう

なことがあれば補助の必要はなくなるというふうに思いますけれども、今回常任委員会で調査させていただいた長寿園のここ最近の経営状況にしてもそうですし、増改築のときに伺った状況などから考えても、やっぱり5年から10年ぐらいの中長期的な取組がちよっと不足していたのではないかなというふうな印象を受けますので、今期であるとか次期までというような短期間で改善できる状況にもないと思います。

長寿園はもちろん、厚生園やほかの事業を含めて、法人がそれぞれの施設や事業でそれぞれに努力されているということは分かります。でも、これが例えば改善の兆しや努力というものが現状においても全く見えなかったとしても、町の補助がなければ中願別町唯一の老人ホームの機能が停止してしまうとしたら、そのときどうしますか、支援しようと結局するのではないですか。例えばで支援しないとしたら、その場合は町直営、または指定管理、委託というような形を取るということになるのか、または公募などによって運営を継続できるような他の法人等を探すというようなことも視野に入れているということになるのか。その場合はですよ。議会や町民の皆さん、民間の方々に理解していただけるような基準を設けてということもご答弁にありますけれども、このような状況というのは正直もともと全く想定されていなかったというふうに思います、当初は。今の状況に合わせた基準であるとか考え方のこじつけだけではなかなか理解は得られないと思いますが、この点について再度いかがか。

また、2点目についてです。これはちょっと私の認識と違いがあるのかもしれないのですけれども、入所者に対する職員数が基準を超えているというのは養護のことですか。養護については、入所の需要が低下して定員割れしているというふうに調査の中でも伺ってきたかなと思います。養護がさらに重度化によって職員を加配しているというふうに伺っているので、どちらかというとなら私がここで言っているのは、2点目で言っているのは、需要が高まっているのに職員の不足で定員割れを起こしている特養の状況というのを、例えば養護からの重度者の受入れという点も含めて、こっちのほうが急いで解消を求めていく必要があるのではないかなというふうに考えるところなのですけれども、この点について確認も含めてこれについてもお伺いしたいと思います。

また、それに加えて、先ほどの常任委員会の報告でも報告させていただいた内容とほぼ同じようなものなのですけれども、一般質問の中でもそれに加えて積極的な町内消費であるとか入札等による経費削減、自己資金の捻出などの働きかけについてはどのようにお考えになられているのでしょうか。常任委員会の調査の中でもこの辺のことをお伺いして、伊藤施設長のほうから、みだりに寄附や出資を求めるようなことはできないということをお伺いしたので、それはそうだと思うのですけれども、広くではなくて、内部的には自己資金の捻出というところですか。できることではないかなというふうに思うところもあります。例えば経営者として今の理事たちに、ご出資なり寄附をしてくれる、自己資金を捻出するというのを依頼するであるとか、ほかの法人で例えば、高額所得者とかになるといいますけれども、医師が法人を運営しているとか、そういう寄附をしてくれる方に理事になっ

てもらおうであるとか、そういうことも自己資金という点では求めていく必要もあるのではないかなというふうに思うのですけれども、この点も含めて伺いたいと思います。

それと、その後に、看護師だけでなく介護職の派遣に関する費用についても助成していきたいというふうに今回のご答弁であります。これについては、比較的分かりやすい支援かなというふうに思います。派遣の費用、来てもらって、働いてくれた分だけというのが、それはすごく分かりやすいと思うのですけれども、これまで職員の関係でいくと資格養成についての支援が行われてきている中で、例えば例としてなのですけれども、資格を取るのに助成をして、資格を取ったのだけれども、実際は就職しないとか、資格を取ってすぐに退職というような例というのはあるのでしょうか。また、その場合、本人への養成費用の返還義務とかというのは設けられているのか。設けられていて、そういう例があったとしたら、実際に返還されたりということがあるのか。これについても改めて確認で伺いたいと思います。

最後、3点目についてなのですけれども、私の視点としてはこれが一番気になるところで、ずっと申し上げていますが、長寿園ももちろんだし、長寿園と同じように基本的に町内に必要のない事業所なんてないと思うのです。公益性ということではどうかという事業もあつたりもしますけれども、町内の雇用であるとかということを考えれば、なくなっていい事業所なんて一つもないわけで、先ほどの質問と重なるところであるかもしれないけれども、コロナ禍というのがまさにいい例だと思います。コロナ禍の影響でいえば、福祉施設以上に飲食店をはじめ他の民間事業所のほうが大きな影響を受けています。これは、経営者の努力だけではどうにもならない。減収であり、例えば営業収益でいったら赤字というようなことにもなっているかもしれない。これは、災害であるとか社会的要因によって、努力していてもどうしようもない状況というのが今まさにそうだと思うのです。そういう中で、例えば支援を求められたとしても、長寿園は助けるけれども、ほかの事業所は助けないのですかという町内全ての民間企業に対する根本的な考え方についても再度お答えいただけたらなと思います。今の長寿園の状況だけ見れば、支援するなど言う人はあまりいないと思う。ただ、民間からすれば、事業所同士の兼ね合いだったりというところで、何で長寿園だけなのだ。これは一般財源で3,000万円ですよ、町費ですから、やっぱり規模に合わせて平等に、そういったほかの民間企業に対する運営支援の制度も私は考えるべきではないかなと思うのですけれども、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目のご質問は、いろいろ基準を設けてということになっても、最終的に長寿園が存続できるか、できないかというふうに至ったときに、赤字を補填しないという選択はあり得るのかというご質問だというふうに思いますけれども、長寿園というか、町内の特別養護老人ホームがなくなるということは絶対あってはならないというふうに私は認識をしておりますので、そのためのあらゆる努力をします。まず、第1には、

当然今運営されている法人が自立して経営できるということが前面ということになるというふうに思いますし、今段階でそれが駄目だった場合という想定は持っておりません。まず、そこに全力を尽くしていきたいというふうに考えております。その経過の中で、後ほどの星川議員の質問にかぶるところがありますけれども、全ての選択肢ということ、それ以外にないということではもちろんないというふうに思いますけれども、第1の選択肢を全面的に進めていくというふうに徹したいという考え方を持っております。

それと、職員の基準に関して、私は特養のことを申し上げています。特別養護老人ホームの入所者に対しての介護職の基準からいうと、これまでも実際に入所されている人の数よりも多く職員が配置されているというふうに認識しています。以前も、もう二、三年たちましたけれども、近隣の施設なども調べてみましたけれども、長寿園の人的配置はそれなりにされていると。にもかかわらず、その数だけを見れば入所できるのではないかと思う入所者以外の方の入所を受け入れられていなかったというようなことがあるというふうに認識をしまして、それらについての説明を求めてきていましたけれども、昨年度までに関しては私は、先ほどの答えでもありますけれども、明確にお答えをいただいていないというふうに認識をしておりますし、そのことも町として支援できない理由になっているというふうに思っていました。今年になって施設長も替わられて、一生懸命改善に向かって努力をされているというふうに認識をしておりますし、しっかりその辺、少し実情も、経験年数の若い職員だったり、高齢で当直に入れなとか、そういったような説明も受けておりますし、ただそれだけではなくて、職員の中で話をして、受け入れる数を増やしていくとか、シフトの問題とか、そういった改善に取り組もうというふうな姿勢が今見られているというふうに私は認識していますので、その中で説明が可能になっていくのではないかと期待をしているということでもあります。

これは職員の数の問題だけではなくて、入所者の状況などにもよりますので、それらを含めてしっかり町としても把握をした上で、もっとこうできるのではないかと、そういったことも、先ほどもお話ししましたけれども、コンサルティングも行っていますので、我々では保健福祉課の職員としても、より専門性の高い福祉の事業所の方のほうが熟知されていますので、それ以上の知見があるわけではもちろんありませんので、外部の助言も含めて受けながら、改善に向かっていい答えを見つけるように共に努力したいという考え方に立っています。

あと、経営努力全般に関して、自己資金の捻出とか、寄附を集めるとかというお話もありました。今法人の理事長も含めて大変強い危機感をお持ちになっていらっしゃるというふうに認識をしておりますので、施設の常勤の職員だけではなく、理事の皆さんともぜひ意見交換するような機会も持ちながら、どういうことが可能なのかということについてしっかり協議をしていきたいというふうに思います。理事の皆さんがお金を出すとかというのは難しいのかなというふうには思いますけれども、一番は入ってくる収入で経費を賄える体制に持っていくということだというふうに思っています。長寿園の場合、少なくとも

施設の設備に関して町のほうでほとんど全て出していますので、そういった負担がない分をうまく生かして、今言った経営的な自立がかなうような形になればいいのではないかと、いうふうには期待をしているところであります。

あと、介護職の派遣費用の関係、私もちょっと不明だったのですけれども、近隣の町村の中でもやっぱり人材確保が難しく、ほとんど派遣で介護職を賄っているという施設がございまして、そのために派遣会社にお支払いする費用が人件費のほかにもあるので、それをまちのほうで負担しているというお話を聞きましたので、今介護職の数が足りていないということであれば、そういう制度も積極的に活用していかないと人材確保は難しいだろうということから、私のほうからもご提案をさせていただいて、もしそれで人材の確保がかなえば、出た分については町のほうでも助成を議会と相談させていただきたいということで今いると。それについては、施設のほうでも既に取り組みされているというふうに、まだ入っていないかもしれませんが、それに向かつての準備をされているというふうに伺っております。

あと、資格の助成に関して、少なくとも奨学金として支払いをしているケースは1件だと思っておりますけれども、それについては継続して今も在勤されているので、返還等というようなことは生じていないかなというふうに思います。あと、ルールとして、途中で退職された場合のルールについては基本的にはご本人からの返還ということになっているというふうに思いますので、年数によりますけれども、そのような形で制度はなっているというふうに認識をしております。

最後、町内の民間の企業全般に関してでありますけれども、少なくとも長寿園に関しても決して赤字だから補填するというのではなくて、その持続のためにやむを得ない事由というようなところをメインにしての補助であります。あと、一般の民間企業の場合、収支が合わなくて存立が難しい場合に同じように行政がそれを全てについて支えるということには基本的にはならないのかなというふうには思います。その事業によっていくのだと思います。例えば国のほうでも、直近ですけれども、ガソリンスタンドの問題です。これはずっと以前から、ガソリンスタンドを過疎のまちにというようなことで、ガソリンスタンドがまちの中に複数ない市町村をマッピングしてとかというふうにやってこられて、来年度予算に向かつてガソリンスタンドを存立、ゼロにしないために自治体が支援する場合について国も同じように支援するというような制度があったり、その地域で生活していく上で絶対なかったら困るというものというのとそうでないものと、なくていいものはおっしゃったとおりないと思いますけれども、そこでの必要度の違いというようなものはやっぱりそれなりにあるのではないかと、いうふうに思います。例えばスーパーなんかも、その地域で一軒もなくなったりした場合にどうするのだと。例えば近隣の村でも村で協議をして誘致をしたりとかという場合もあるし、市町村営でスーパーを経営するとかという事例もあったりするのかなというふうに思いますので、買物難民をつくらぬとか、生活に絶対必要なものが手に入らないというようなことはないようにするというのを、そういう

事業に関してはしっかり行政も守っていくということが必要になろうというふうに思います。

では、それ以外の事業者はあとは頑張ってくださいというだけにはならないだろうと思いますので、そこは商工会とかとも連携をしながら、どうやってその事業が継続をしていけるのか、そのための設備だったりコンサルティングだったりとか、そういったことに対してまちも一緒に考えて、財政的な部分でのそういうところへの支援というのはしていけるのではないかとこのように思いますし、そういったところでしっかり商工会とも連携を取ってやれたらなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 私の時間が来てしまったので、これ以上は質問はいたしませんけれども、今町長、全てこれについてもお答えをいただきました。コロナウイルスの影響で自分たちが苦しい状況にあって、自分たちも大変なのにとこのところで民間の方や町の方の理解を得ていく上では、増改築をした経緯もあるわけですから、需要がないのならしようがないですけれども、需要があるところについては入れるように、それは法人もそうだし、我々もそうだし、行政としても、働きかけもそうだし、お互いに協力しながら、そこを解消していけるようにやっていくしかないのではないかなというふうに思いますし、他の民間事業所の関係については決して極端な話、長寿園に補助したから運営費をそのまま規模に応じて補助しろよということを行っているわけでもなくて、ほかの事業所の存続についても同じように考えていかなければならないなというふうに思いますので、この点についても今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私の質問については以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号4番、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号6番、星川です。私は、今回1点のみ質問させてもらいたいと思います。

長寿園の運営補助及び今後の方向性についてお伺いします。本定例会に、社会福祉法人南宗谷福祉会長寿園に対し、運営補助金として3,000万円の補正予算が計上されております。長寿園の経営状況は、先ほどもいきいきふるさと常任委員長の報告がありましたけれども、その中で調査したので、内容は私たちは把握しました。長寿園は、町内になくてはならない施設であり、理解もできますが、私は補助の仕方に疑問点があります。一法人、南宗谷福祉会、これは長寿園、厚生園です。やりくりし、検討した結果、法人として運営費が赤字決算に補助というなら理解もしますが、今回は法人の一部門に対する補助ではないのか、町長にお伺いします。

また、今後町長は長寿園の経営をどのような方向性をもって考えているのか、町営、もしくは第三セクターにするのかをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の長寿園の運営補助及び今後の方向性についてのご質問にお答えをしたいと思います。

宮崎議員の質問でもお答えをしていますけれども、町が補助を行う場合には、基準を明確にした上で要件に該当する場合のみ行うというのが基本の考え方であります。現時点で想定している基準には、運営する法人全体で施設運営上必要な最小限度の資金を超える内部留保がある場合は、それを充当した上でなければ補助はできないという規定を加えたいというふうに考えています。長寿園の経営については、現時点では今後も南宗谷福祉会が努力をされ、継続していくものと認識をしています。今後は、地域医療提供体制と地域包括ケアシステム全体の見直しを進めていくことにしていますので、そうしたことも含めて特別養護老人ホーム、養護老人ホームそれぞれの現状の厳しい経営に町も法人と一体となって向き合い、必要によっては将来の方向性を含めて必要な改革、改善に向けた検討をしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今回長寿園の運営について、3議員が質問に至ったということになりました。これは、議員はもちろん、この質問の趣旨を見て、町民、または社会福祉法人の職員も町長の答弁が気になっていると私は思っています。先ほど高橋議員の答弁の中に、町長の答弁の中で昭和50年に長寿園、要するに養護老人ホームが最初に開園になり、昭和51年には特養が開園したということだと私は記憶しております。その初め、これは町が積極的に手がけていた施設なのです。というのは、施設長が数年、何代も元職員が施設長として、法人化に向けていったのか、そこら辺は分かりません。その頃は若過ぎて、ちょっと記憶が飛んでいますけれども、いつ法人になったのか分かりませんが、何せかんせ町が手がけて、なくてはならない老人ホームということで開園していったものだと私は思っております。ですからこそ今回からは、私が言いたいのは、行政が積極的に法人の中に参加して共にやっていかなければ町民のためにはならないのではないかなと私は一議員として思っている立場です。この3,000万円については、私はああだこうだ今は言いません。これは、私にとっても長寿園はなくてはならない施設というのも分かります。今後この議員の中から何名も、お世話になる可能性のある方ばかりですので、なくてはならない施設は重々に分かります。

この中で、私の言っている一法人、厚生園、長寿園、厚生園には確かに内部留保があります。その中で家族会という会がありまして、そこで家族が積立てをしているのです。私は、町長からお願いをしてもらいたと思います。長寿園の方々に、理事長をはじめ理事に、家族が何らかの形で積立て、利用者の家族です。これをこういう危機感を持って何らかの形で積立てはできないのか。年会費でもいいですし、もしくは理事にも年会費でもいいです。そういったことも今後の検討課題として、町長、すみませんけれども、長寿園の役員方にも強く強く持ちかけてもらいたと思います。そこら辺も併せてお願いいたし

ます。

この運営補助に対して、先ほども言いましたけれども、3,000万円はなくてはならない赤字補填だと私は思っておりますし、長寿園も数年前から内部改革、改善、人件費削減、それと行事費の削減、それは目に見えて、一回私と宮崎議員が長寿園の内部改革組織委員会だか、何かそういう席に行って強く言って、その後憎まれましたけれども、私たちの意見も取り入れてくれて、改善をしてきている成果も分かります。でも、経営内容は苦しい。宮崎議員の質問の答弁にもありましたけれども、もっともっと町が本当に本腰を入れて私はやってもらいたい。これは、早急に来年度に向けての方向性を検討すべきだと私は思います。

それと、常任委員会の委員長報告にもありましたけれども、今栄養士、管理栄養士、看護師が不足しているのです。これは、長寿園、法人のほうで採用してもなかなか職員が来てくれないという苦しい実態もあります。そこで、町行政採用で管理栄養士、栄養士、介護士、そして看護師を採用し、出向でいいです。町採用となれば、結構私は集まるのでないのかなと。悪いですけれども、長寿園の法人で採用したら、あそこはちょっと経営がと、こういう話題になったら大変です。やはり来なくなります。そうであれば、町採用、もしくは現職員の中に管理栄養士、栄養士がいると思います。栄養士が決まるまで、採用できるまで、そこに今の職員で出向するようなことをできないのか。そうなれば、利用者の食費についてもぐんと安くなるのです。それだけ経費が削減できるのです。そういったことも町長は今後早急に考え、先ほど宮崎議員の答弁にもありましたように、施設長が替わりました。この4月から若い施設長となりました。町長とタイアップして、その中には理事長も含め、理事も含め、なくてはならない長寿園を、経営が一気によくなるとは思いませんけれども、行政からの持ち出しを少なくできるような方策を考えるべきだと、一刻も早く私は検討すべきだと考えますが、町長のご意見をお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私が長寿園の南宗谷福祉会の経営、運営の問題の中で大事にしなければならぬというふうに思っているのは、やはり働いておられる職員の皆さんの士気です。そういうものが失われてしまうというようなことはあってはならないということをお大事にしたいというふうに思っています。確かに経営が厳しい、厳しいというと、それだけで職員としては不安を感じられるだろうし、自分たちがどうなるかという不安をお持ちになってしまうのではないかとこのように危惧していますので、とにかくこの施設はなくさないでしっかり町民のために続けていくという、それは町もそこにはしっかり責任を持って取り組むという姿勢をお示しをして、職員の皆さんに伝わっていただければというふうに思っています。

補助の関係についても、まだ詳細が詰まっていないところはありますけれども、9月に補正予算を組ませていただいているのは、そういう姿勢を早くお示しするという必要もあるというふうに思っていますので、そんなような対応を取らせていただいています。ただ、

公のお金ですから、補助ありきということではなくて、しっかり基準にのっとって出すということは貫かなければならないというふうに思いますけれども、まず冒頭に言いましたけれども、施設は町民のためにやっぱり必要で、職員の皆さんにも頑張ってもらえるような、そんなような環境をつくるということが優先だというふうに考えたいというふうに思っています。

例えば天北厚生園の施設から、留保があるから長寿園にと、これを何年、何回も繰り返すと一方の長寿園の職員の皆さんにとっても、働く意欲というか、どうしてなのだというような思いに至るのではないかというふうに思いますので、ぎりぎりまで留保をどうするという問題はあると思いますけれども、将来的な施設の整備だったり運転資金に関わるような、そういうものまで吐き出せということではないのだろうというふうに思っていますので、そういうことに取り組まないと、今年やらないと駄目なのではないかという思いもあって、今このような動きになっているということだと思います。でも、そのためにできる努力を最大限やるということは両者でしっかり取り組むというふうに考えています。

設立の経過で町が、高橋議員のご質問にもありましたけれども、当時、すみません、また長くなってしまうのですけれども、施設の法人の設立のときに関わってきた役場のOBの方のお話も伺いましたけれども、警察署がなくなったりとか、いろんな官公庁がなくなっていく中で、天北厚生園であったり長寿園であったりというような施設を町に誘致することで人口減少を食い止めるとか、そういう思いもあったということです。その際、老人ホームに関しては民間の有志の人たちがしっかり名前を連ねて、民間でやるということがあったので、道も積極的に応援してくれたのだというお話をいただきました。もちろんこれは、先ほど出たように当時の町長が知事と掛け合って、町が積極的に動いたということとは間違いなことでもありますけれども、その時点から法人、民間でやるということが道から応援してもらおう上で大きな取組だったというふうにお聞きしました。

確かに施設の職員が若かったということもあって、町のOBが施設長を長く務めてきたということがありましたけれども、施設の経営者として適齢期になられたときには町のOBも引いて、それ以降は本当に自立、独立して長寿園をやってこられたというふうに私は思っていますし、少なくとも我々よりも施設の運営、介護、そういったことに関しては精通し、たけていらっしゃるのです、そこを頭ごなしに町がどうこうするということでは基本的にはないというふうに思いますので、施設側の持っている力を最大限に引き出して、それを力添えするというようなところで町の役割はあるのかなというふうに思います。ただ、宮崎議員の質問にも答えましたけれども、外部のコンサルティングとか、そういう分析や助言はやっぱりあったほうが良いというふうに思っていますので、それは町のほうでも助力をして関わってもらって、いい答えを出せるように努力をしていきたいというふうに思います。

あと、家族会のお話、少なくとも、常任委員会で伊藤施設長が言ったように、家族から施設としてお金を出してくれというのは多分言えないことなのだろうと思いますけれども、

どういう形で長期的な、将来また施設の改築もあるし、そのとき町がそれをできるような体力があるかどうか分かりませんから、そういったことも含めた資金の蓄積、これはもちろん町も含めてですけれども、どのようにできるかということを理事の皆さんとしっかり話し合っていきたいというふうに思います。

あと、内部の改革にいろいろ取り組まれているということでもありますけれども、昨年度末の中でも長寿園のほうで人件費の削減ということも打ち出そうとされていましたが、そこは私のほうもお願いをして、それだけはやめてほしいと。職員がやる気を失うようなことがあってはならないし、入ってこないような状況をつくらないということはやっぱり大事だというふうに思いますので、そこはしっかりそうならないようにできる環境づくりを考えていきたいと思います。

あと、職種によって町が採用して派遣するというようなことでもありますけれども、常任委員会の報告にもありましたので、これはどこまで可能なのかということは検討させていただきたいというふうに思います。栄養士の問題については、町も大変苦勞しています。経験があると例えば病院とかで一人でやれますけれども、経験のない方が来て一人で病院の栄養士をやらなければいけないと、大変なことなのです。だから、本来であれば複数体制があれば一番いいのですけれども、採用と育成と、栄養士を必要としている職場は町と法人、南宗谷のほうで、それは厚生園も含めてあるので、そういった一定の連携で人材の確保や育成に取り組めないかというようなことについてもしっかり検討したいというふうに思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 納得しましたというか、今回のこの3,000万円は中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例を適用して、私はその文言で出すのかなということで承知しました。先ほど来から言っていますように、厚生園も本当に大変なのです。私も厚生園の家族会の役員をやっている中で、今まで積み立てていたものを長寿園のほうに6,000万円、プラス今年1,000万円です。7,000万円繰り出ししているのです。繰入れ、そこら辺を長寿園のほうでもよく、長寿園は利益を生むようなところでないのは分かっておりますけれども、そこら辺ももっと理事者方が真剣に考えてもらいたいと思います。

また、今後厚生園のほうでも、確かにまだ内部留保はあります。でも、来年度からスプリンクラーとか外壁工事等々の契約もしておりますので、そこまでお金を長寿園にということにはならないと私は思っておりますし、私は出すべきでないと厚生園の施設長には言っております。家族会の積立ても数千万円という形で持っておりますが、これは何かあったときの有事のための積立です。これは、家族会で協力し合って年間何万円という金額で何十年も積み立てた金額です。それを私は、長寿園のほうには申し訳ないのですけれども、そういうことも考えながら、厚生園でやってきた家族会のことも考えながら、私は内

部留保を積み立てていくのも一つの案だと思っております。今日ここの傍聴に施設長と理事長がお見えになっておりますが、そこら辺も今後私は検討していってほしいなと思っております。

これで私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午前 11時47分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

ここで昼食のために議場の時計で1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎議案第31号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第31号 過疎地域における固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第31号 過疎地域における固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第31号をご説明申し上げます。

議案の9ページをお開き願います。議案第31号 過疎地域における固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について。

過疎地域における固定資産税の課税免除の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

それでは、制定の要旨をご説明申し上げます。議案の12ページをお開き願います。制定の要旨、現行の過疎地域自立促進特別措置法第31条で固定資産税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填が規定されていましたが、令和3年3月31日をもって期限を迎えました。そこで、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定された

ことに伴い、見直しを含め、新たに制定するものであります。

改正の概要としましては、個人または法人が事業用設備等を新設または増設した場合、それに係る取得価額が500万円以上を超えると3年間、固定資産税の課税免除の適用を受けられます。また、税収の減額分は普通交付税で補填されます。

新条例の概要としましては、対象業種に農林水産物等販売業が追加、対象物につきましては変更なしで記載しておりますが、資本金額が5,000万円以下で取得価額の下限額が1,000万円未満であれば、建物等について増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得、または建築を含むものとされており、取得価額の下限は500万円以上としておりますが、対象業種及び資本金額により上限が変更となります。

詳細につきましては、制定条例によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

第1条、趣旨に関しましては、失効しました旧条例に対し、国の法律に関わる条項等が変更になっておりますが、基本は過疎地域持続的発展市町村計画に規定する産業振興促進区域内における先ほどご説明申し上げました対象業種における対象物の課税免除の特例を定めるものでございます。

第2条、課税免除の第1項では、まず事業者を規定してございまして、青色申告する個人あるいは法人のうち、対象業種を営む者であること。ただし、農林水産物等販売業の要件は、原料、材料は産業振興促進区域内で製造あるいは加工されて販売を行うこと。また、資本金の額に応じて取得価額の下限額があること。資本金が5,000万円以下の場合、建物等については増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むが、5,000万円を超える場合には新設、増築に限ること。土地の取得に関しましては、取得後1年以内に家屋の建設に着手することなど、課税免除を行う要件を規定。新たに課税すべきこととなる年度以降3年間に限り免除するという文言を追加させていただいております。

第1号では、製造業または旅館業の規定であり、資本金が5,000万円以下であれば取得価額の下限額が500万円、1億円以下であれば1,000万円、1億円を超える場合は2,000万円以上であることを規定してございます。

第2号では、情報サービス業など、または農林水産物販売業の規定であり、資本金の額にかかわらず、取得価額の下限額は500万円とすることが規定されてございます。ただし、資本金が5,000万円を超える場合には新增設のみの対象となってございます。

第2項では、旧条例に規定されていませんでしたが、公害防止における規定を新設。

第3条は、旧条例と同様に手続は規則によることを規定、なお規則は旧規則同様に申請、届出の義務などの手続に関する項目を規定してございます。

第4条、地位の承継では、課税免除を受けた者が死亡した場合、または法人が合併により消滅した場合、承継できる旨を新たに規定。

第5条では、課税免除の取消しを規定。

第6条では、必要事項を規則で定める旨を規定するものでございます。

附則第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例の失効、この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

第3号、失効に伴う経過措置、この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第31号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 過疎地域における固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第32号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第32号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第32号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） よろしくお願ひします。

議案書13ページをお開きください。議案第32号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
令和3年9月8日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明いたします。16ページをお開きください。改正の要旨、当該自動車学校は町立ではありますが、南宗谷地域において唯一の自動車学校であり、特に近隣の高校生にとっては高校在学中に自動車免許を取得する上で欠かせない存在となっております。

すが、近隣高校への入学生の減少や最終運転免許試験への不便さなどから当該自動車学校を敬遠する高校生がいることも踏まえ、より多くの高校生に当該自動車学校を受講していただけるよう、新たなサービスの向上を図るべく、条例の一部を改正するものです。

14ページをお開きください。改正の内容でございます。中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例（昭和51年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し「（授業料の減免）」を「（授業料等の減免及び助成）」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3、高校在学中の入校者が、最終の運転免許学科試験を受験する場合、次の要件を全て満たした時に、その経費の一部を助成することができる。

（1）、本人あるいは保護者が、猿払村、浜頓別町、枝幸町及び中頓別町のいずれかの町村に居住していること。

（2）、最終の運転免許学科試験会場は、旭川運転免許試験場とし、受験会場までの送迎を希望する者。

（3）、助成できる金額は、5000円以内とし、1回限りとする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 内容、趣旨は賛同できると思います。ただ、助成額の5,000円が適当であるかどうか、根拠を示していただいて、場合によっては少ないのであれば増額の必要があるし、多過ぎるということは多分ないと思うけれども、その辺根拠をちょっと教えてください。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） お答えします。

この件につきまして、事前に旅行業者等について調査を行いました。旭川においては冬期間であれば5,000円以内で宿泊が可能だという回答を得ましたので、5,000円とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） これは宿泊費のみですか、送り迎えのはどうなるのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） 送迎につきましては、当自動車学校のバスを使用しまして、当自動車学校の職員が送迎を担当するということにいたします。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第32号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第33号

○議長(村山義明君) 日程第12、議案第33号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第33号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 小林総務課長。

○総務課長(小林嘉仁君) 議案第33号をご説明申し上げます。

議案の17ページをお開き願います。議案第33号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案の20ページをお開き願います。改正の要旨、宿泊を伴う旅行において宿泊料等の旅費の調整が必要な場合における規定を整備するものでございます。対象の例としましては、全国規模の大会等で主催者のあつせんによらなければ宿泊施設を確保することが困難であると認められる場合などとしてございます。

本改正につきましては、平成30年10月15日に答申が出されました特別職の報酬等の額の改正についての附帯意見としまして、宿泊費の高騰による旅費は個人の負担とせず、町費で賄うこととの意見を受けており、一部その意見を取り入れた形で改正を行うものでございます。

改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案の19ページをお開き願います。第30条、旅費の調整に、第2項、「職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には別に定

める旅費を支給することができる。」を追加するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、今の説明の中で旅費による旅行となっているのですけれども、旅行は自費ではないのですか、お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 旅行というふうに書かれておりますが、出張ということでございます。出張のための旅行ということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 今は用語の問題なのですけれども、基本的にちょっと分からないのは、別に定める、これは別にどうやって定めてあるのか。ここが大事なところで、金額的なものと、それから言っている意味は、例えば今宿泊費が1万円だけれども、実際に泊まるところは旅行先で指定された旅館に泊まったら1万5,000円かかる。だとしたら、実費を支給するというのなら分かるけれども、別に定める必要があるのか。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おっしゃられるとおりだと思います。別に定めるというのが基本的に実費の部分になるかと思えます。あと、先ほどもちょっとご説明申し上げましたけれども、特別職の報酬額の改正については本来、東海林議員おっしゃるとおり、その差額について支給するべきというふうな話もございます。この条例も基本的には同じことを指しているというふうに考えていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 総務課長の説明は分かるのだけれども、別に定めるというのは別に定めるものがなければならない、規則か規定か何かで。それあるのですか。文言はどうなっているのですか。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） これは、要するに実費のことを指しているというふうに思っただけであればというふうに思います。実費分について別に定めるということで基本的には考えていると。非常に説明しづらい部分であるのですが、そういった意味であるということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 課長が一番分かっていると思うけれども、条例上の文言は根拠

がなければ駄目なのです。別に定めるのなら、別に定めるものがなければ。そこで、超過した実費についてはその差額を支給するとか。定める以上は、別に定めると言っているのだから、定めなければ駄目なのです。これはその差額を意味しますと言ったって、それは申合せみたいな話で、そうでない場合もあるかもしれない。別に定めるといのは、何でも1万5,000円にしてしまうとか、差額があった場合は。そんなことはないと思うけれども、実費支給なら実費支給というか、何かそこら辺の文言を加えると別に定めることはないと思う思うのだけれども、条例の在り方としてどうですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回提案に際して別に定めるものを添付して、このようになるというふうにお示しするのがよかったのかなというふうに思いますけれども、そこはご容赦いただきたいと思っておりますけれども、旅費に関しましては支給に関する明細の表等を整備をして、それに基づいて支給をしているというのがございまして、それらの中に根拠を明確に定めた上で執行していきたいというふうに思います。中身につきましては、総務課長が答えたとおり、基本的には負担が大きくなる場合については、実費というか、通常宿泊料というのは1泊2食で設定されていますので、それに見合う金額になるようにというよう形の規定を整備をして執行したいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第33号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第34号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第34号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第34号をご説明申し上げます。

議案の21ページをお開き願います。議案第34号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案の25ページをお開き願います。改正の要旨、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下番号法という。）の一部改正に伴い、令和3年9月1日より、地方公共団体情報システム機構（以下機構という。）は、申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができることとされました。これまで個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収は市区町村で行っており、中頓別町手数料徴収条例に規定されていたものを削除いたします。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、令和2年5月25日付で廃止となった通知カードの再発行手数料についても併せて削除いたします。

改正の内容としては、以下のとおりでございます。

- 1、個人番号カード再発行手数料、1枚につき800円の規定を削る。
- 2、通知カード再発行手数料、これは1枚につき500円の規定を削る。
- 3、上記2項目の規定を削ることによる号数のずれを改正する。

なお、番号法の改正に基づき、令和3年9月1日より番号法上の個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収主体は機構となっておりますので、令和3年9月1日に適用日を遡るものです。

機構からは、令和3年8月27日、事務連絡により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく手数料の額を定める規定について総務大臣の認可を受けている旨の通知が届いております。ただし、再発行等の手続は町を介して行われ、手数料も町に納付が可能であり、町は歳入歳出外会計で管理を行うことから、今までの住民サービスにおける流れに変更はございません。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案の23ページをお開き願います。第2条、種類及び金額の第19号及び第20号を削り、第21号以下を繰り上げるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町手数料徴収条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第35号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第35号 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第35号 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第35号 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてご説明申し上げます。

議案の27ページをお開き願います。議案第35号 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

次のページから計画の本編が始まっております。表紙、それから1枚おめくりいただきまして目次、そしてその次のところから計画としてのページ番号が付されております。その計画のページ番号59ページの後ろになります。議案書としてのページ番号28ページを御覧いただきたいと思っております。策定の要旨でございますが、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定に基づき策定いたしました中頓別町過疎地域自立促進市町村計画が、平成28年度から令和2年度をもって終了したことに伴いまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定に基づき、

過疎地域としての財政上の優遇措置等を活用するため、新たに中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画、令和3年度から令和7年度を策定するものでございます。

計画書のページ番号でいいますところの1ページのところにお戻りいただきたいと思っております。中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画。詳細な説明につきましては省略させていただきますが、1、基本的な事項、中頓別町の概況といたしまして、自然的条件、歴史的条件、社会的条件、2ページをお開きいただきまして、経済的条件、過疎の実態を記述しております。

次に、3ページからは人口及び産業の推移と動向、それから少し飛びまして、7ページのところでは市町村行財政の状況といたしまして令和元年度決算までの状況を掲載してございます。

9ページからは、地域の持続的発展の基本方針といたしまして、まちづくりの究極的な目標は、そこに住む人々の生活基盤が安定し、将来への希望と生きがいを見いだすことができる地域社会を創造することである。そのため、地域住民が住んでいてよかった、これからも住み続けたいと心から思うことのできるまちづくりを基本に地域の活性化を進めているところでございます。地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を目指し、今後においても移住、定住、地域間交流の促進や人材育成を進め、基盤整備による産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備と交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、保健福祉の向上、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用の推進、その他の諸施策を実施し、地域の持続的発展を図っていかねばならないとしております。

次に、事業の区分といたしましては、アの移住、定住、地域間交流の促進、人材育成では、ライフスタイルや働き方の多様化に対応したICTの普及や活用、担い手の確保、大崎上島町との継続した交流に係る方針について記述してございます。イの産業の振興では、酪農業、林業、有害鳥獣駆除対策、観光に関するもの。10ページを御覧いただきまして、ウの地域における情報化では、地域情報化の促進に関するもの。エの交通施設の整備、交通手段の確保では、国道、道道と連携した町道の整備、橋梁、除雪体制の整備、公共交通に関するもの。オの生活環境の整備では、上下水道施設、ごみ処理体制と減量化、消防、救急体制、公営住宅、災害対策について。カの子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、保健、医療、福祉の連携、障がい者福祉に関するもの。11ページ、キの医療の確保では、国保病院と歯科診療所の機能保持、医療スタッフの確保について。クの教育の振興では、学校教育、学校給食、社会教育に関するもの。ケの集落の整備では、集落の活性化に係るもの。コの地域文化の振興等では、歴史や文化、学習活動について。サの再生可能エネルギーの利用の推進では、2050年の脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入について。シのその他地域の持続的発展に関し必要な事業では、地域づくりに関し記述してございます。

12ページでは、地域の持続的発展のための基本目標といたしまして、将来人口の維持、

これからも住み続けたいと思う住民の割合を目標値として定めまして、一定の時期に評価を行うこと。また、本計画の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とすることを規定し、さらに町の公共施設等総合管理計画との整合についても記述したところでございます。

13ページ以降につきましては、各事業区分に係る現況と問題点、その対策、事業計画を記述しておりますので、ご参照いただければと思います。

今回の計画での掲載事業といたしまして、今後5か年で過疎対策事業債等を充当して実施していく予定のハード事業、各年度にて過疎地域持続的発展特別対策事業として借入れが可能と思われるソフト事業を掲載しております。また、現時点で掲載されていない新規事業等で過疎対策事業債の充当を行う場合は、適宜変更にて議案を提出していくこととしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 内容的に問題はないと思います。ただ、過疎対策事業債については時限立法でこれまでずっときたのです。令和2年で終わって、あとまた5年間の延長ということだけれども、その後はどうなのですか、見通しとして。やっぱり過疎対策事業というのは当町にとっては非常に大事な事業で、なるべく事業対象になるような努力をしなければならぬのですけれども、今までも終わりが近づくとこれが最後でないかという恐れを感じながらきたのだけれども、新たな5年計画でやるこの後についての見通し、町長、どうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 過疎法については、これまで何度かの新法でつないで、今日の持続的発展の支援に関する特別措置法という形で令和3年度からの10年間の新しい法律ができました。過疎対策に関して言うと、全国的にも過疎指定の市町村が全国組織をつくって、過疎対策の要望を行って、新しい制度につなげていくための活動等を行っています。それは、ずっと変わらずにきています。

今回の法律の中で、実は過疎指定が全道でも十数の市町村が一時外れるというような動きがございまして、その後いろんな要望活動を関係市町村が展開したことによって、全部ではないですけれども、ほぼ再度過疎指定をいただくという形になっています。問題は次がどうなるかということについて、過疎の指定を何とか継続してもらった。この辺でいえば猿払村もそうですけれども、そういうところは今回が最後みたいなことを言われているというようなお話もありました。どちらかというと、議員立法なのですけれども、当然のようにこれが更新されていくというような、10年ごとに新しい法律がつくられていくだろうというようなことを若干甘く考えていたところもあったのではないかとこのふうには私

自身も考えておりました、それまでの前の法律改正のところから見ると取組も北海道としては甘かったのではないかなというようなことも感じています。改めて、道の過疎連支部は私も役員になっておりますので、10年後に向かって緩めることなく要望活動を続けて、この制度が、過疎がなくなれば当然要らなくなる法律なのですけれども、過疎の問題がある限り、しっかりと対策が取れる法律制定がつながるように運動していきたいというふうに思っています。楽観はできませんけれども、この10年で終わるといことがないように取り組んでいきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算について、総務課笹原参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

令和3年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億139万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,043万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第36号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 3時33分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長(村山義明君) お諮りします。

ただいま議案第36号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第36号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算、いきいきふるさと常任委員会委員長報告を議題とします。

本件につきましていきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） それでは、先ほど行いましたいきいきふるさと常任委員会で行われた審査について報告させていただきたいと思います。お手元の報告書を御覧ください。

令和3年9月8日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、議案第36号、議案名、令和3年度中頓別町一般会計補正予算、審査の結果、原案可決。

審査意見、令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

1点目として、施設整備等に関しては費用対効果を明確にしたうえで予算計上するよう求める。

2点目、除雪センター詰所建替設計委託料について、実際の建物の規模など疑問が生じていたため、設計内容が明らかになった段階で再度調査する機会が必要と考える。

3点目、長寿園の運営費支援の執行に当たっては、今後の管理運営について町と法人の間で情報共有などにおける協力体制がさらに強まることを望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第37号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第37号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） よろしくお願いいたします。議案第37号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,315万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に44万9,000円を追加し、5,315万6,000円とするものです。内容は、8節旅費で旭川免許試験場での学科受験に係る宿泊費として39万1,000円を追加し、10節需用費で送迎に係る燃料費として5万8,000円を追加するものです。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額より44万9,000円を増額し、5,315万6,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目自動車学校使用料で既定額に44万9,000円を増額し、3,001万4,000円とするもので、普通車教習生授業料増額によるものです。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に44万9,000円を追加し、5,315万6,000円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第38号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村次長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務次長。

○国保病院事務次長（西村智広君） よろしくお願いたします。議案第38号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。総則、第1条、令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に4,586万6,000円を追加し、6億1,692万4,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に4,586万6,000円を追加し、6億1,692万4,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額に111万6,000円を追加し、1,075万5,000円とするものです。資本的支出では、既決予定額に111万6,000円を追加し、1,537万7,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額462万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的に変更はございません。病院事業の医療器械購入事業の限度額を変更前190万円から変更後200万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額

を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に4,576万6,000円を追加して2億8,924万7,000円とするものです。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。17ページをお開き願います。また、併せて提出しております病院事業会計補足説明資料をお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、既決予定額に2,299万9,000円を追加し、4億1,942万9,000円とするもので、医師給料を整理し、245万6,000円の減額、報酬につきましては既定額に2,545万5,000円を追加、これは5月の院長交代に伴う平日の診療応援医師及び8月から11月までの長期スポット医師配置による報酬であります。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

3目経費は、既決予定額に2,155万9,000円を追加し、8,443万7,000円とするもので、修繕費としまして設備機械修繕費に167万6,000円を追加、これは温水ボイラーの真空ポンプ、熱交換器の故障が原因と思われる水漏れの補修交換修理を行うものであります。次に、委託料に1,988万3,000円を計上、これは常勤医師及び長期スポット医師の紹介に関わる成功報酬型の委託料であり、1,988万3,000円を新規計上で、9月1日採用の勝谷院長及び2人目の医師の概算委託料、長期スポット医師2名に関わる紹介委託料であります。

5項特別損失、1目過年度損益修正損は、新たに130万8,000円を計上するもので、令和2年度に決算時に算出していました消費税ですが、納付時に再精査したところ、不足が生じることが判明したため、令和3年度会計での処理とするための計上であります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。15ページ目をお開き願います。1款病院事業収益、3項医業外収益、3目他会計負担金は、既決予定額に4,586万6,000円を追加し、2億1,843万8,000円とするもので、他会計負担金に同額を計上、運営費補助金として給与費、応援医師、長期スポット医師分として2,299万9,000円、ボイラー修繕費167万6,000円、委託料、医師確保に関わる分として1,988万3,000円、特別損失、過年度損益修正損として130万8,000円の合計4,586万6,000円の追加計上であります。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。21ページをお開き願います。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費は、既決予定額に111万6,000円を追加し、688万4,000円とするもので、機械備品購入費に同額を計上、令和2年度に補助要件等の見直しによりシステムの更新を延期としましたマイナンバーカードにより読み取った情報を医事システムと照合するためのオンライン資格確認システムの導入費用111万6,000円の計上であります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。19ページをお開きください。1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金は、既決予定額に111万6,000円を追加し、

241万6,000円とするもので、新たにオンライン資格認証システム導入に関わる整備補助金111万6,000円を計上するものであります。

2項負担金交付金、1目一般会計負担金は、既決予定額より10万円を減額し、633万9,000円とするもので、一般会計負担金に同額を計上、医療器械購入に関わる精査による減額であります。

3項企業債、1目病院事業債は、既決予定額に10万円を追加し、200万円とするもので、病院事業債に同額を計上、医療器械購入事業病院事業債について医療器械の精査による過疎債の減額に伴う追加計上であります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第39号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 議案第39号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、水道事業債の限度額を変更前1,800万円から変更後1,880万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたします。簡易水道等施設整備費国庫補助事業の限度額を変更前470万円から変更後550万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目水道事業費国庫支出金につきましては、既定額から169万3,000円を減額し、297万3,000円とするもので、簡易水道等施設整備費国庫補助金の確定により減額するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に89万3,000円を追加し、3,655万7,000円とするもので、過疎対策事業債に係る一般会計繰入金について追加するものでございます。

6款町債、1項町債、1目水道事業債では、既定額に80万円を追加し、1,880万円とするもので、地方債補正で説明させていただきました簡易水道等施設整備費国庫補助事業について追加するものでございます。

今回の補正については、簡易水道等施設整備費国庫補助事業に係る財源の見直しにつき、歳入のみの補正となります。

6ページをお開き願います。歳入合計の既定額1億1,393万1,000円に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第40号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第40号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

地方債の補正から説明させていただきます。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前2,590万円から変更後2,840万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたします。特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前1,750万円から変更後2,000万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額から250万円を減額し、7,332万5,000円とするもので、特定環境保全公共下水道事業全体計画、事業計画更新業務委託に係る費用について起債の対象となったことから、一般会計繰入金について減額するものでございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債では、既定額に250万円を追加し、2,840万円とするもので、地方債補正で説明させていただきました特定環境保全公共下水道整備事業について追加するものでございます。

下水道も今回の補正については特定環境保全公共下水道事業に係る財源の見直しにつき、歳入のみの補正となっております。

6 ページをお開き願います。歳入合計の既定額 1 億 7, 1 7 9 万 8, 0 0 0 円に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 4 0 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 0 号 令和 3 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 4 1 号

○議長（村山義明君） 日程第 2 0、議案第 4 1 号 令和 3 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 4 1 号 令和 3 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第 4 1 号 令和 3 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。令和 3 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

令和 3 年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条第 1 項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 8 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2, 6 5 5 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月8日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きください。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、既定額から30万4,000円を減額するもので、次の5款で説明をいたします諸支出金で計上しております国や道に対する償還金を歳入の繰越金で充当するために予算を減額して調整したものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に2目償還金では新たに1,113万3,000円を計上するもので、22節償還金利子及び割引料で令和2年度分の介護給付費負担金及び地域支援事業に係る交付金の額の確定に伴い、国及び道に対する返還金をそれぞれ計上するものであります。

6ページをお開きください。歳出既定額2億1,572万6,000円に対して1,082万9,000円を追加し、2億2,655万5,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。8款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に1,082万9,000円を追加するもので、歳出で説明をいたしました令和2年度の介護給付費負担金及び地域支援事業に係る交付金の国及び道に対する返還金分として前年度繰越金を充当するために計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入既定額2億1,572万6,000円に対して1,082万9,000円を追加し、2億2,655万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第21、認定第1号 令和2年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、認定第2号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳

入歳出決算認定の件、日程第23、認定第3号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第4号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第5号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第6号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第7号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第8号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） ただいま上程されました認定第1号 令和2年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定までについて提案のご説明をさせていただきます。

総務課政策経営室から提出をさせていただいております別添資料、町議会決算審査特別委員会資料の1ページを御覧いただきたいと思いますが、令和2年度各会計歳入歳出決算の総括表をもって説明をさせていただきたいと思いますが、8会計合計の予算額が58億510万3,000円に対して、収入済額は55億1,609万3,208円、支出済額が53億2,324万1,548円となり、差引き残額1億9,285万1,660円となったところであり、このうち一般会計につきましては、1億5,925万72円が差引き残額となっているところであり、以上申し上げました8会計につきまして、いずれの会計においても単年度の収支につきましてはプラスになっているところであり、

詳細につきましては、決算審査特別委員会で報告をさせていただきたいと思いますが、総括として簡略な説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

#### ◎特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第8号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定しました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、今会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時17分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎休会の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時18分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員